平成２６年（フ）第１６号
埼玉県富士見市山室２丁目18番20号
債務者　若林　忠行
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目622番地の57ウィスターリア103、前住所埼玉県所沢市林３丁目577番地の50
債務者　青木　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県秩父市中村町３丁目21番９号　井上荘Ａ棟
債務者　東海林武秀
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
神奈川県厚木市下川入485番地４　小宮ハイツ102、前住所神奈川県相模原市南区大野台１丁目８番31―101号
債務者　篠崎　拓哉
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４号
沖縄県浦添市字大平392番地１　あゆみ荘201
債務者　新垣みゆき
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２４８号
札幌市西区西野７条２丁目１番30号　暁荘１階２号
債務者　荒谷　修作
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６０号
札幌市西区西野１条２丁目６番20号
債務者　及川　直美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８３号
札幌市北区新琴似10条５丁目１番26号　プラッツＳＫ６―202号
債務者　増原　博昭
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５６号
札幌市東区北22条東18丁目３番10号　ロイヤルコート元町102号
債務者　早川　　諭
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７７号
札幌市厚別区厚別中央３条１丁目９番３号コーポまえかわ７号
債務者　鎌田　伸治
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４９０号
札幌市北区篠路３条６丁目４番32―804号
債務者　黒瀧　久子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６４号
群馬県高崎市和田多中町６番３号　拾番館106号
債務者　宮崎ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　14―405
債務者　角　　孝夫
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９９号
埼玉県熊谷市銀座４丁目２番19―305号
債務者　秋澤　康人
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０２号
埼玉県行田市佐間３丁目18番33号　フレグランス21―103号室
債務者　佐藤　和代（旧姓澤元）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５２６０号
大阪府四條畷市田原台９丁目20―１　クレスト田原台Ｂ102、住民票上の住所大阪府門真市島頭３丁目23番４号
債務者　岩橋　美穂
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５５号
大阪市生野区舎利寺２丁目15番18号
債務者　熊本　憲二
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部